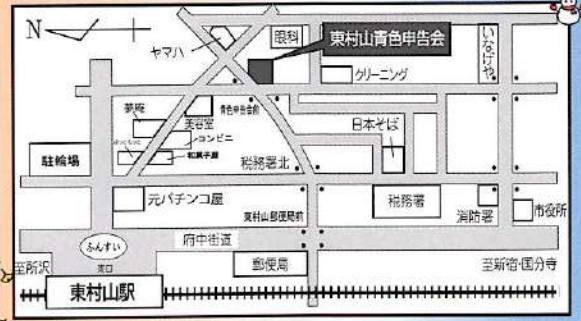


一般社団法人 東村山青色申告会

2024 242号
(10月号)

〒189-0014 東京都東村山市本町 3-8-16
電話 042-394-4523(代)
FAX 042-394-9240
https://www.airo.or.jp



申告に向けて帳簿の準備はいかがですか？



個人事業主の方は、毎年1月1日～12月31日全ての所得の金額とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに税務署に『確定申告書』を提出(所得税3月17日、消費税3月31日まで)して、納税も完了しなければなりません。そのためには、帳簿の作成・必要書類の準備が必要です。まだ準備ができていない方、不安な方は早期予約の上で早々に解決しましょう。

Timeline 今後の進行

ここを参考にすると間違いなし!!


半年が経過しているため、何もしていない方は今すぐ予約の上急いでご来局ください。

One thing ひとつ

あなたのため
よりよいサポート
ごまかすのは
主月会

10月12日・11月9日・11月23日の土曜日は、休館となります。ご了承ください。

空いている ←おすすめ
10月～11月
帳簿遅延解消期間



記帳関係
今年の記帳点検がこれからの方、現在何もしていない方。一年以上使う10万円以上の事業用資産を購入した方。

申告関係
相談をスムーズに行うため、内容を簡潔にまとめてください。また、控除書類が届き始めます。紛失ないようにしましょう。


混雑
12月
最終記帳点検



会計ソフト
減価償却や家事按分などの決算処理を行います。

手書帳簿
各科目の小計を「月別集計表」に書き込み、合計を計算しましょう。
※「月別集計表」は次回会報11.12月合併号に同封予定です。

大混雑
翌年1月
最終確認(1月20日まで!!)



前年の書類を参考に、記帳不備がないか確認を行います。

※新年号会報に同封の資料を参考に、「決済を事務局で行う予定の方へ」の用紙に必要事項を記入しましょう。

同封の封筒にて事前にご郵送下さい。決算サポート時間が短くなります。

important

消費税サポートについての重要事項です。

当会の「消費税サポート」を受けるためには、「サポート申込兼同意書」と、「特別会費の納入」が必要となります。インボイスの登録申請等により令和6年から新たに消費税の課税事業者となる方でまだ消費税サポートの申込・特別会費の納入がお済でない方は、年末までに事務局にご来局いただき手続きをお願い致します。

なお、令和5年度から消費税のサポートを受けている方は、「サポートの更新」と「特別会費の納入」が必要となります。お済でない方は、令和6年11月末までにお手続きをお願い致します。11月末までに特別会費の納入が確認できない場合は、サポートを一度解消させていただきます。また、消費税サポートを新たに必要とされる場合は「サポート申込兼同意書」と「特別会費の納入」をして頂き、所得税のサポートとは別に3月16日以降に「消費税のサポート予約」をして頂きますようお願い致します。円滑に確定申告時期を運営するためにも皆様のご理解ご協力の程よろしくお願い致します。



notice お知らせ

令和6年1月21日からは決算申告サポート期間です。当該期間の記帳指導は出来かねます。ご案内通り、今年度分の当会会計ソフトの新規貸出は9月30日にて終了致しました。次年度貸出は4月からを予定しています。

Table of contents 今月の紙面

- 1 頁…申告に向けての準備
- 2 頁…新税務署長着任のご挨拶
- 3 頁…税務職員ご紹介・雇用保険
- 4 頁…申告様式変更
- 5 頁…收受印と講習会について
- 6 頁…青年部活動報告
- 7 頁…活動報告・クイズの答え
- 8 頁…指導会のお知らせ・クイズ

着任のごあいさつ

東村山税務署

署長 小林 正彦



一般社団法人東村山青色申告会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の人事異動により、東村山税務署長を拝命し、東京国税局徴収部から転任してまいりました小林でございます。前任の本橋同様、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及と誠実な記帳と適正な申告の推進について、大和田会長を中心に役員・会員の皆様方が一丸となり、記帳・決算指導や各種講習会、親子税金教室の開催のほか、令和5年分確定申告期においては、1月5日から3月29日にかけて連日に渡る「青色コーナー」での青色申告勧奨や記帳方法のアドバイスのための従事や、1月末から2月末に実施した「税理士による無料申告相談」では受付・案内業務への従事など多大なご協力・ご支援をいただいていると伺っております。皆様のお力添えに深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

さて、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、本年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、貴会の皆様との連携・協力は欠かすことのできない大変重要なものと考えております。

貴会の皆様におかれましては、引き続き e-Tax の利用をはじめ、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化促進を、会員の皆様方に対して働き掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

また、本年1月1日以後に法定申告期限が到来する申告所得税及び消費税については、帳簿等の提出がない場合等の加算税の加重措置が適用され、個人事業者の記帳水準の向上は、その重要度が更に増しております。今後の記帳の定着・記帳水準の向上に向けても青色申告会の皆様のご支援、ご協力が不可欠と考えておりますので、今後とも税務行政への一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人東村山青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

税務署職員のご紹介（個人課税部門）



副署長
平山 雅紀



個人 第1統括官
三宅 陽平



個人 第2統括官
江口 克介



個人 第3統括官
根本 幸一



個人 第4統括官
宮崎 いずみ



個人 第5統括官
高村 祐幸



個人 第6統括官
小林 秀夫



連絡調整官
阿部 春仁



記帳指導推進官
嶋崎 智成

1年間よろしく
お願いします



労災保険の加入、雇用保険の適用忘れていませんか？

「労働保険」とは「労災保険」と「雇用保険」を合わせた総称となっています。

「労災保険」は、従業員が業務または通勤が原因で負傷した場合に対して補償される保険、「雇用保険」は従業員が失業した際に生活の安定を図るための給付等を行う保険です。

労働者を一人でも雇用している場合は、法人・個人問わず、労働保険に必ず入らなければいけません。

「雇用保険」も同様に下記条件を満たす正規雇用をしている従業員がいる方は早急に加入する必要があります。事業主の中には適用せずにトラブルになるケースが多々あります。

- 1・勤務開始時から最低31日間以上働く見込みがあること
- 2・1週間あたり20時間以上働いていること
- 3・学生ではないこと(例外あり)

まだ、加入手続きがお済でない事業主の方は、管轄の労働基準監督署・職業安定所に届出を行っていただきますようお願いいたします。

三鷹労働基準監督署：武蔵野市 三鷹市 調布市 西東京市 狛江市 清瀬市 東久留米市

立川労働基準監督署：立川市 昭島市 府中市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 国立市 武蔵村山市 東大和市

〈加入手続きの相談・問い合わせ先〉

立川労働基準監督署 労災課 ☎042-523-4474 立川公共職業安定所 雇用保険適用課 ☎042-525-8602

三鷹労働基準監督署 労災課 ☎0422-67-3422 三鷹公共職業安定所 雇用保険適用課 ☎0422-47-8623

東京都最低賃金改定のお知らせ

令和6年10月1日から…

時給 1,113円 → 時給 1,163円

会社であっても個人商店であっても、使用者が労働者に払わなければならない賃金(給料)の最低額が法律(最低賃金法)で定められています。

【問合せ先】

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課(☎ 03-3512-1614 直通)

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター(☎ 0120-366-440)

令和6年分の所得税等の確定申告書の主な改正点(予定)

確定申告書第二表

「配偶者や親族に関する事項」の欄に「住宅」の欄が追加されました。子育て特例対象個人の方が令和6年に新しく住宅借入金等特別控除・住宅特定改修特別控除を受け、下記に該当する場合「○」を記載します。

・納税者本人が特例対象個人に該当し、①配偶者が配偶者(特別)控除の対象とされていない場合又は②配偶者が他の親族の扶養控除の対象とされている場合

・納税者本人が特例対象個人に該当し、扶養親族が19歳未満であり、他の親族の配偶者控除又は扶養控除(個人住民税の非課税限度額制度における16歳未満の扶養親族を含む。)の控除対象とされている場合

※子育て特例対象個人とは

- 年齢40歳未満で配偶者を有する者
- 年齢40歳以上で年齢40歳未満の配偶者を有する者
- 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
明大 昭子		配偶者				○		

令和06年分の所得税及びの 申告書

FA2304

確定申告書第二表

「社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除」の欄が1行削除
「特例適用条文等」の欄の縮小

確定申告書第二表

「配偶者や親族に関する事項」の欄の「その他」に下記の該当する番号を記載します。

- ① 定額減税の対象となる同一生計配偶者または扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)に該当する場合・・・「2」
- ② 所得金額調整控除の対象となる場合で⑦と⑧のいずれかに該当する場合・・・「1」
- ⑦ 扶養親族が他の納税者の扶養親族または同一生計配偶者とされており、納税者本人の扶養控除または障害者控除の対象とならない扶養親族であって、特別障害者または23歳未満である場合
- ⑧ 配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、納税者本人の配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
明大 昭子		配偶者						2

確定申告書第一表

「税金の計算」の欄に「令和6年分特別税額控除④」の欄の追加
令和6年分所得税の定額減税の対象人数及び定額減税の金額を記載するようになります。

令和6年分特別税額控除(3万円×人数)	④	人数	④	金額	0000
再々差引所得税額(基準所得税額)	⑤				

確定申告書第三表・第四表・付表

第一表の欄が追加されたため、記載されている丸数字の変更

第四表・付表

令和6年能登半島地震に係る被災純損失等を令和5年分の損失とみなすことができるようになったことへ対応

消費税の申告漏れ大丈夫ですか？



インボイスに登録しているのに

消費税の申告をしていない方...

ご自宅に税務署から「消費税の申告忘れていませんか？」というお便りが届いていませんか？もし届いている方がいましたら早急に対応をする必要があります!!何もしないでいると重い延滞税が加算されていきます。

ご自身がインボイスに登録をしているか把握はできていますか？申告を忘れている方の特徴として「インボイスに登録したけど消費税を払うなんて知らなかった」や「業務委託先に登録してもらったがその後の対応を知らなかった」、「税務署に書類を提出したがインボイスの登録用紙とは思わなかった」、「インボイスの取りやめの書類を提出したから必要ないと思っていた」など様々な声を聞きます。

ご自身が今どのような状況なのかしっかり把握して当会にご相談ください。なお当会で消費税のサポートを受ける場合には、特別会費 6,000円 (税込)が発生しますのでご了承ください。

令和7年1月～

税務署に提出する書類の控え收受印の押印が行われなくなります!!

申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことになりました。



当日はお時間に限りがございます。質問内容をまとめて頂き、関連の資料をご持参ください。

日本政策
金融公庫

金融相談会

税理士による 税務相談会

弁護士による 法律相談会

新築・不動産管理相談会

10/15(火) 11/19(火)

時間 10:00~11:30

相談時間 1人 45分

10/2(水) 10/16(水)

11/6(水) 11/20(水)

時間 10:00~15:00

相談時間 1人 1時間

10/17(木) 11/21(木)

時間 9:00~11:30

相談時間 1人 30分

10/18(金) 11/22(金)

時間 10:00~15:00

相談時間 1人 1時間

※税務・法律継続案件として、無料相談会にて連続のご相談は行えません。先生へ直接ご相談ください。

<広告>

一般住宅・アパート・マンション などの塗装

私本人がお伺いして塗装致しますので、
お安い料金となっております。
詳しくはお電話でお尋ね下さい。

株式会社ホームペイントワタナベ
(旧 塗装会社 渡邊)

東村山市久米川町 4-27-52
TEL&FAX 042-392-5562
携帯 090-9374-7243
(8:00 ~ 21:00)



<広告>

◆「なりたい肌」をサポート POLA ポーラの顔エステ※要予約



- ◆ ベストコスメ多数受賞のスキンケアブランドと共通の保湿成分を配合
- ◆ 肌分析に基づいて一人ひとりに合わせたメニュー提案
- ◆ 解剖学に基づいて開発されたポーラオリジナルの手法



<店内衛生管理・感染予防対策について>

◀詳しくは、公式ホームページにてご確認ください。

DARIA 東村山西口店

TEL 042-392-6577

〒189-0022
東京都東村山市野口町 1-17-3SOHJU-303
(餅屋3F 入り口は裏手) 駐車場あり
営業時間 9:30 ~ 19:00
最終受付時間 18:00
定休日 / 日・祝日

#キレイになる予感 #ポーラ



@pola_higashimurayamaeki

青年部活動報告



7/28 青色申告会館にて青年部主催の夏祭りを開催しました。会館の全フロアを使用し、射的やストラックアウトをはじめヨーヨー釣り、コイン落としなどの子供たちを楽しんでもらえるようなゲームを用意しました。

当日は大盛況でたくさんの会員の皆様やお手伝いいただいた役員の皆様を楽しんでもらいました。来年も開催していく予定ですので是非ご参加ください。



青年部員募集!!
ご興味のある方はぜひご連絡!!

青色申告会では、様々な業種の会員さんが在籍しており、交流を通して、ご自身の事業に対するアイデアやヒントが得られるかもしれません。男性・女性は問いません。ご覧のあなた!!ぜひご参加ください。

《加入資格》

- ① 青色申告会会員・配偶者・専従者及び二親等内の親族
- ② 年齢が 60 歳未満の方

申込先: 一般社団法人東村山青色申告会

Tel: 042-394-4523 mail: info-aoiro@aoiro.or.jp

青年部担当: 郡山・福嶋・音

< 広告 >

安心の
全国対応

一般社団法人 東村山青色申告会の

4つの終活サービス 24時間365日 相談・見積無料

全てのサービスの
詳細はこちら

ホームページ

LINE

BEST FUNERAL 500
FUNERAL SERVICE NETWORK

葬儀支援サービス

家族のための
生前整理・遺品整理

家族のための
相続手続

家族のための
不動産売却

全国儀式サービス
コールセンター

葬儀のご相談は……

0120-421-493

遺品整理、相続、不動産売却のご相談は…

0120-204-122

制度運営会社 監 全国儀式サービス

活動報告

8月18日(日)

清瀬支部 ぶどう狩り

開催日が近づくにつれて台風の影響が懸念されましたが、無事開催することが出来ました。

集合場所の公会堂では、農園の方のご好意で、用意していただいたぶどうを試食してからの出発となりました。照り付ける日差しの下、たわわに実ったぶどうたちに会うことが出来ました。



参加者のみなさんは、その中から自分の好みのぶどうを探して箱詰めをしていきました。この農園では、自分の手で収穫して持ち帰られる(お土産用2Kgまで)ぶどうの他、大粒の品種の販売もあるので追加で買われる方もいました。農園から戻り集合場所の公会堂で昼休憩をとったのち、解散となりました。

女性部 渋沢栄一記念館

9月10日(火)

多くの方が知っている、現在のお札の顔である渋沢栄一をより深く知るため、女性部で渋沢栄一記念館を訪れる旅に行ってきました。行きのバスでは、ガイドさんが道中に見えるのどかな風景や山々について丁寧に説明してください、私たちの見方が少しずつ変わっていきました。



まず訪れたのは、渋沢栄一の晩年の住まいである旧渋沢邸「中の家(なかんち)」。ここでは、渋沢栄一の幼少期から青年期までの重要なエピソードが、アンドロイドと映像によってわかりやすく解説されました。家屋の中をボランティアガイドさんの熱心な説明を受けながら見学すると、明治時代に建てられた建物からは、当時の生活風景や、特別な工夫が感じられました。

その後、私たちは渋沢栄一ミュージアムへ向かいました。ここでもガイドさんから展示品や写真、資料の解説を受け、再び渋沢栄一アンドロイドの講義を楽しみました。このアンドロイドは、「中の家」のものよりも動きが細やかで、瞬きをしたり驚いた表情を見せたりと、人間らしいリアクションが印象的でした。講義のテーマは「道徳経済合一説」というもので、少し難しかったのですが、彼の考えが経済と道徳を結びつけていたことがわかりました。

昼食の後、私たちは道の駅に立ち寄りしました。午後の到着だったため野菜は売り切れていたものの、帰りの三芳PAでのお買い物で皆大満足!

笑顔あふれる楽しい旅となりました。この旅行を通じて、渋沢栄一の偉大さに触れることができ、彼の功績に対する理解が深まりました。充実した一日でした。



まちがいさがし答え



答えは 9個でした。

特に今回は難しく作らせていただきましたがいかがでしたか?

これからも皆様に楽しんでもらえるよう作成していきますので奮ってご応募ください。

<都税事務所よりお知らせ>

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16



(都税の支払い方法について)

出張指導会

※会場への直接のお問い合わせや、車でのご来所はご遠慮ください。
※指導会受付は 10:00~15:00 閉場 15:30 です。お早めにお越しください。

日程	会場
11月1日 (金)	JA東京みらい西東京支店 2階 会議室
11月5日 (火)	JA東京みらい清瀬支店 新鮮館 2階 会議室
11月6日 (水)	タクトホームこもれび GRAFARE ホール 1階 会議室
11月7日 (木)	東久留米市商工会 2階 小会議室
11月8日 (金)	小平市福祉会館 3階 談話室

小平福祉会館
JA東京みらい西東京支店
JA東京みらい清瀬支店
東久留米市商工会

予約受付開始日 **11月指導会**
 10/11(金) 9時頃予約可能です。
 受付は電話又はアプリにて予約をお取り下さい。

確定申告期まで
残り約3ヶ月になります。
記帳でお困りのことが
ありましたら、ぜひ
事務局又は指導会まで

11月9日(土)は各市の地域イベントに参加のため、休館とさせていただきます。

事務局・指導会ともに面談は予約制となっています。事前に予約をお取りの上、ご来局ください。

10月は会費・共済の引き落とし月です

10月6日(一部別日)が引き落とし日となっています。期日までに残高の確認をお願いいたします。
 ※青色申告会は正しい申告・納税を勧め、公平な税制の創設、社会保障制度の改善を要望し、税制改正において数々の成果をあげてきました。活動をますます発展・活性化していくための会費納入に、ご協力くださいますようお願いいたします。

仲間を増やそう！！

～ 特別月間 (9月～11月) ～

会員のみなさまへ！！ あたらしい仲間をぜひ紹介してください！！
 詳しくは、同封の「キャンペーンチラシ」をご覧ください。

ナンバープレイス

		4	7				
6	9				2		
	7		5				
			4				3
		1		8			
	5	8		3			4
2		6		8		1	
				9	3	4	2
9						8	

□の合計は？

ハガキ又はメールにて!!

- ① お名前 ② 会員番号 ③ ご住所
- ④ 赤く囲まれた部分の合計 ⑤ 会に関する感想
- ⑥ 業種 ⑦ 年代

すべてを記載の上、ご応募ください。なお、⑤～⑦はHPにて掲載させていただきます。掲載に関して問題の無い方のみご応募くださいますようお願いいたします。

締切 2024年10月22日 (送信日時又は当日消印有効)
 郵送宛先: 「東村山青色申告会 242号クイズ係」
 〒189-0014 東村山市本町 3-8-16

メール宛先: info-aoiro@aoiro.or.jp

※送信は1回、複数送信は無効とさせていただきます。

数独のルール あいているマスに、1から9までの数字のどれかを入れます。タテ列、ヨコ列(各9列)、太線で囲まれた3×3のブロック(9マスのブロックが九つ)のどれにも1から9までの数字が一つずつ入ります。すべてのマス目に数字が入るとクリアです。